

デンマーク日本人会会則

- § 1 名称
本会の名称はデンマーク日本人会とする。
- § 2 目的
1. 会員相互間の親睦及び交流の促進
2. 日本とデンマーク間の親善の推進
3. 本会会員にとって有用な情報の収集と提供
4. 上記1、2、3項の目的にかなう活動に対する協力と支援
- § 3 会員
次のものは会員になることができる。
1. 個人会員 第2条の目的に賛同し、規定の会費を納める者
2. 法人会員 第2条の目的に賛同し、規定の会費を納める企業または団体
- § 4 会費
1. 会費額は理事会により提案され、総会において決定される。
2. デンマーク国外在住の会員については会費額を別途定める事ができる。
- § 5 会計年度
本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。
- § 6 理事会及び役員
1. 理事会は会長および理事6名の計7名によって構成される。会長は必要に応じて補佐を任命することができる。
2. 理事会は必要に応じて開催し、本会の活動を協議、遂行する。理事会の議事は会長が統括し、決議は出席者の多数決による。
3. 在デンマーク日本国大使を名誉会長とする。参与は在デンマーク日本国大使が指名する。
4. 顧問は理事会が推薦し、総会において選出される。
- § 7 役員の選出及び任期
1. 会長は総会で選出される。
2. 会長の任期は2年間とし、再選を妨げない。ただし3期までとする。
3. 理事は会長が指名し、総会において承認される。
- § 8 総会
1. 総会は原則として毎年1回、3月末日までに開催する。議題は下記の項目を含むものとする。
(1) 総会議長の選出
(2) 活動報告及びその承認
(3) 決算報告、監査報告及びその承認
(4) 次年度会費の決定
(5) 会長の選出及び理事の承認
(6) 監査の選出
(7) 次年度活動計画及び予算の承認
(8) その他
2. 理事会は必要と認める場合、臨時総会を開催することができる。
3. 総会は、会長が3週間前までに書面をもって通知し会員を招集する。
4. 総会の議決は出席会員の過半数による。
- § 9 活動
1. 本会は第2条に定める目的を達成するため、各種活動、行事を行う。理事会は必要に応じて実行委員会を設置することができる。
2. 会務は日本語によって行われる。
- § 10 事務局
本会の事務局は理事会が適切と認める場所に設置する。
- § 11 会則の改正
本会則は総会の議決によって改正される。
- § 12 会の終結
本会の解散は総会において決議され、資産は総会決議に基き非営利組織へ譲渡される。
- *****
作成：1991年9月15日
改正：平成3年9月15日、改正：平成5年5月16日、平成7年5月14日、平成8年5月19日、平成9年5月25日、平成10年4月22日、平成11年5月23日、2000年5月14日、2001年5月6日、2003年5月11日、2006年5月28日、2012年4月22日、2014年5月11日